かわうち

議会だより

第230号
令和３年８月１日

川内村議会事務局
TEL 0240-38-3803
FAX 0240-38-2116

〒979-1292
双葉郡川内村
大字上川内字早渡11-24

ご来賓のみなさまによる かわうちワイナリー開所式テープカット!!

かわうちワインを試飲されます内堀県知事と来賓のみなさん

ワイナリーの側にある圃場

目　次

第２回定例会 可決された議案	Ｐ 2
村からの行政報告	Ｐ 4
一般質問３議員登壇	Ｐ 7
渡邉一夫福島県町村議会議長会会長退任	Ｐ 12
第２回臨時会	Ｐ 13
請願と陳情の方法	Ｐ 14

次の定例会は、9月に開催されます

お気軽に傍聴ください。（定員は30名です）

◎議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。

議員の発言を批判したり、議事を妨害しない。
帽子、コートなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。

＊傍聴希望の方は、議会事務局へお申し出ください。

６月定例議会

令和３年第２回定例議会
６月９日から10日まで開催

令和３年度補正予算、条例改正など１０議案が可決成立

○定例議会の概要

令和３年第２回定例議会は、６月９日から10日までの２日間の会期で開催され、村長から令和２年度一般会計予算の繰越明許費繰越報告、一般会計予算の事故繰越報告など２件の報告と６件の専決処分案件や令和３年度補正予算や条例の一部改正など10案を審査し原案のとおり承認・可決しました。また、９日の議会初日には、３名の議員が一般質問を行いました。

報　告

○令和２年度川内村一般会計予算繰越明許費繰越報告

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、醸造施設整備事業、ふくしま森林再生事業、地域消費振興対策商品券事業、防災行政無線更新事業、台風19号による農業施設や道路橋梁施設の災害復旧事業など、計23事業、総額16億7,077万６千円を繰越した。

○令和２年度川内村一般会計予算の執行及び事故繰越報告

台風19号により被災した農業施設の災害復旧工事など２件、総額６億6,283万２千円を繰越した。

可決した議案

予　算

○専決処分の承認を求めることについて（令和２年度　川内村一般会計補正予算）

令和２年度一般会計に係る最終的な補正予算で、既定額に５億1,217千円を減額し、最終的な予算規模を95億1,151万９千円とするもの。

○専決処分の承認を求めることについて
（令和２年度　川内村農業集落排水事業特別会計補正予算）

令和２年度川内村農業集落排水事業特別会計に係る補正予算で、既定額に2,910万２千円減額し、最終的な予算規模を１億1,746万６千円とするもの。

○専決処分の承認を求めることについて
（令和２年度　川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算）

令和２年度川内村介護保険事業勘定特別会計に係る補正予算で、既定額に444万４千円増額し、最終的な予算規模を５億8,952万１千円とするもの。

○専決処分の承認を求めることについて
（令和２年度　川内村後期高齢者医療特別会計補正予算）

令和２年度川内村後期高齢者医療特別会計に係る補正予算で、既定額に14万５千円を増額し、最終的な予算総額を7,557万円とするもの。

○令和３年度川内村一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ1,490万２千円を増額し、予算総額を44億5,390万２千円とするもの。主なものは、令和３年２月に発生した福島県沖地震による被災住宅修理支援事業に伴う家屋調査委託料と被災住宅修理支援扶助費として1,001万４千円、県道小野富岡線改良工事に伴う光ケーブル移設経費352万円など。

条　例

○専決処分の承認を求めることについて（川内村税条例の一部を改正する条例）

個人住民税にかかる住宅借入金控除適用期間は、令和15年度分までとなっているところをさらに２年間延長する改正するもの、また、固定資産税の宅地については、都市部と地方部との間で生じている地価の上昇下落に対応するため負担調整措置がされているが、その適用期間をさらに３年間延長するもの。

○専決処分の承認を求めることについて
（川内村固定資産評価委員会条例の一部を改正する条例）

「規制改革実施計画及び経済財政運営と改革と基本方針2020」の閣議決定を受けて改正を行うものであり、これまで提出者等の押印が必要とされている地方税関係書類について押印を要さないこととされたことから、本村固定資産税評価に対する審査申し出についても、押印義務の規定を削除する改正を行うもの。

○川内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国民健康保険税の課税に当たっては、適切、公平な保険負担により健全な事業運営を図ることから、地方税法に定めている所得割額、均等割額、平等割額の３方式を採用し、賦課割合についても、標準割合で定められている比率をそのまま採用して、税率を改正するもの。

○川内村防災会議条例の一部を改正する条例

川内村防災会議は、災害対策基本法第16第６項の規定に基づき、防災会議の掌握事務及び組織を本条例に定めています。この現在の条例では条項にある方のみ委員委嘱できることとなっており、近年、台風や大雨、地震火災など自然災害が頻発している状況にあるため、防災危機管理に専門的な知識を持つ方などを委員委嘱するための要件を追加するもの。

○川内村ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行により、消費税の増税に伴い低所得者の負担する介護保険料の軽減を図るため、改正を行うもの。

村からの行政報告

行政報告として３月の定例議会後の村の状況等を報告させていただきます。

1．要望活動

はじめに、要望活動でありますが、５月17日、原発事故による旧緊急時避難準備区域が設定されました４市町村（川内村、南相馬市、田村市、広野町）合同で、復興大臣及び内閣府原子力災害現地対策本部長に対して、来年度以降も医療費の減免や高速道路の無料措置の継続、企業誘致の継続や地域の実情に応じた移住・定住促進施策の推進、併せて新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、地域経済活性化の財源確保について要望しました。要望は、福島市の福島復興局内で生沼（オイヌマ）局長及び由良（ユラ）原子力災害現地対策副本部長へ要望書を手渡しました。

2．新型コロナワクチン接種について

次に、新型コロナワクチン接種について　でありますが、昨年からのコロナウイルスによる感染の脅威により、自らの命を守る行動として新しい生活様式に取り組んでいただいております。更には感染防止のための経済活動の自粛、イベント等見直しにより感染防止の徹底にご協力いただいており、感謝いたします。

コロナウイルス感染に関しては村内でも、２例の感染が発生しましたが、そこからの２次感染はなく、新たな感染はありません。しかし県内の感染状況や、緊急事態宣言が発令となっている地域では医療崩壊の危機的な状況となっている地域もあるほか、変異型ウイルスの発生から、世界的な脅威となっています。

コロナ対策の切り札である予防接種の状況ですが、６月７日現在、65歳以上の１回目の接種を受けられた方は502名で、５月31日から２回目が始まり200人が接種を終えております。一人でも多くの方に予防接種を受けていただき、亡くなられる方を減らし、万が一感染したとしても重症とならず、安心して日常生活が送れるよう　又、以前のような賑わいの地域と経済が一早く回復されることを望んでコロナ対策を進めています。

3．大橋機産株式会社川内工場操業開始について

次に、大橋機産株式会社川内工場の操業開始について　でありますが、田ノ入工業団地に進出した大橋機産株式会社は、令和元年11月に本村と工場立地協定を締結し、以降、川内工場の建設を進めておりましたところ、本年５月に工場が完成し、操業を開始しました。また、同月25日には、竣工式が行われ、国、福島県及び本村関係者も出席して完成を祝ったところでございます。完成した川内工場では、北米を中心に需要が見込まれるコンパクトローダーなどの建設機械の足回り部品を最先端技術による一貫工程のラインで製造が行われています。

今回の大橋機産株式会社の進出は雇用面を始め本村への波及効果は非常に大きなものと見込まれ、また、震災・原発事故で村外に避難されている若年層が帰還を決めるきっかけになるものと信じております。川内工場で製造された機械が北米で活躍する姿を思うと胸が高まります。

大橋機産株式会社の大橋社長からは、子どもを始め地域の方々に工場見学をしてほしいという意向を示されておりますことから、実施に向けた調整を行って参りたいと考えております。

４.川内村ワイン醸造施設の完成について

次に、川内村ワイン醸造施設の完成について　でありますが、震災復興、帰還促進、新たな農業への挑戦及び地方創生の取り組みの一環として、村内で栽培する醸造用ブトウを活用したワインを生産することを目指しております。

現在は、上川内大平地区に約３haの圃場に約１万１千本のブドウの木が植えられており安定したブトウの生産を目指し栽培に取り組んでおります。また、地元産ブドウを活用したワインを造る醸造施設の建設に向け、令和２年７月から、国の補助金である福島再生加速化交付金を活用して、同圃場内にて醸造施設の建設工事を進めてきておりましたところ、お蔭様をもちまして本年５月25日、醸造施設は完成することができました。

本年秋に収穫するブドウから、この度完成した醸造施設でワインを醸造することになりますが、醸造してできたかわうちワインを皆様方にティスティングしていただける日を迎えられますことを今から期待しております。

醸造施設の名称につきましては、先般、公募を行い、審査の結果、「かわうちワイナリー」と決定させていただきました。地域に愛される施設として、皆様に愛されるワイン造りに努めてまいります。

村としては、事業主体であるかわうちワイン株式会社と連携しながら、ワインを核とした賑わいの創出や醸造施設でのワイン造りをアピールすることで、当地への観光・交流人口を増やし、地域経済への相乗効果を上げて参りたいと考えております。引き続き議員皆様のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、来る６月26日（土曜）には、かわうちワイナリーの開所式を予定しており、先般、議員皆様方にもご案内をさせていただいたところでございます。何かとご多用の中恐縮ですが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

５.県道小野富岡線小白井工区供用開始について

次に、福島県が復興や住民帰還に向けた「ふくしま復興再生道路」として整備している、県道小野富岡線小白井工区が、去る３月25日開通しました。同日、渡辺議長にもご出席を頂きまして、交通安全祈願祭や開通式が行われました。この開通により特に冬季間の通行が大幅に改善され、道路利用者の安全で安心な通行の確保が図られることはもとより、本村の医療環境の改善、通勤・通学範囲の拡大等　村民の生活へ大きく貢献できると期待されております。また、田ノ入工業団地への企業誘致も加速され、物流としての利活用にも期待が高まっております。

一日も早い小野富岡線の全線開通に向け、引き続き関係機関への要望活動等を行っていきたいと考えております。

６.町分住宅供用開始について

次に、町分住宅供用開始について　でありますが、この住宅は、平成30年度より福島再生加速化交付金及び避難地域復興拠点推進交付金を活用し買取型再生賃貸住宅として町分地区に木造平屋建て７戸、木造二階建て３戸の計10戸の整備を進めてきました。建築工事や外構工事等が３月26日に完成し、翌月１日より供用開始を行ったところ、同日から８世帯が入居しております。この住宅は、景観に配慮した魅力ある住環境の整備を図ることによって子育て世代の定住促

進に大きく貢献できると期待されております。

7．教育関係行政報告

前回以降の教育委員会行政報告をいたします。

平成29年度から推進してまいりました村教育環境整備事業については、３月末をもって義務教育学校、認定こども園の施設整備とGIGAスクール構想に基づくICT機器の整備が完了して、４月５日に義務教育学校「川内村立川内小中学園」の開校式、４月７日に幼保連携型認定こども園「かわうち保育園」の開園式を開催し、それぞれに新しい体制で新年度をスタートしております。ここで学ぶ子供たちは、こども園が32名、小中学園が77名、合計109名で、昨年同期比で同数となっておりますが、こども園については年度途中の入園者が数名見込まれております。

先日、小中学園の授業参観をしたところ、新たな校舎でほとんどがICT機器を活用して、児童生徒も教職員も生き生きと活動している姿に接し、一安心するとともに今後の発展に期待を膨らませたところでございます。ここに至るまで、議会をはじめとして村民各位、国、県等の関係機関に格別のご指導とご支援をたまわってまいりましたことに衷心より感謝を申し上げます。

一方、４月７日には小中学園で新型コロナウィルス感染が確認されたことから、４月８日から13日まで臨時休業するとともに濃厚接触者に指定された教職員及び接触教職員については福島県によってPCR検査が行われております。また、接触生徒については村が自主的にPCR検査を実施し、それぞれ陰性が確認されたことから４月14日から学校を再開しております。感染教員にあっては、４月16日に退院、自宅静養を経て26日から職場復帰しております。

この10年間は、原子力災害による教育環境の変化への対応に追われてきましたが、これからの第二ステージは新たな保育、教育システムを現場に定着させ、「カエル力」と総称する資質能力とともに「復興に関わり　世界で活躍できる　たくましく　しなやかな人材」を育成して、村の持続可能性を支えていくことが使命と考えております。そのためには、こども園や学校はもとより保護者や地域としっかり向き合い、時間をかけ、手間をかけて、川内だからできる、川内でなければできない教育システムを丁寧に創っていきたいと考えております。

ここを質す 村政を問う 一般質問

一般質問 3名の議員が村の考えを質す

今定例会の一般質問は、６月９日に行いました。議員３名から４件の通告があり、コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進捗状況や川内小中学園におけるコロナウイルス対策、またコロナウイルスによる指定管理施設への影響、田ノ入工業団地における進出企業分譲状況などについて質しました。

各議員からの質問内容は、次のとおりです。

以下、質問と答弁を登壇した順にお知らせします。

○一般質問の内容

通告順	議　員	質　問　事　項
1	新妻　幸子	1．川内村におけるワクチン接種の進捗状況について
2	坪井　利之	1．川内小中学園における新型コロナウイルス対策について 2．川内村が指定管理制度で運営している施設での新型コロナウイルス影響について
3	久保田 裕樹	1．田ノ入工業団地の進出企業分譲状況について

ここが聞きたい　議員３名が登壇

新妻　幸子議員

川内村におけるワクチン接種の進捗状況について

質 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、緊急事態宣言が10都道府県に宣言され、ステージ４に該当する高い水準が続いておりますが川内村は関係当局の努力により最小限に抑えられております。しかしながら、県内はもとより、国内、世界中で感染力の強い変異株の影響で感染拡大が抑えきれない現状が続いております。対策として１日も早いワクチンの接種が必要です。

高齢者の接種は進んでおりますが、若い人達にも１日も早く接種しなければなりません。川内村の進捗状況をお伺いいたします。

答 新型コロナワクチン接種の進捗状況ですが、行政報告でもお伝えしておりますが、５月10日から最優先接種順とされている65歳以上高齢者の集団接種を始めました。６月７日現在、65歳以上の１回目の接種を受けられた方は５０２名で、５月31日から２回目が始まり２００人が接種を終えております。

現在まで接種の申し込みされた65歳以上の高齢者の接種を６月中～下旬には終わる予定です。それ以降は、次の優先接種順位である65歳未満の方の接種を始めることとしており、日程の調整や接種券の送付等の準備を行っています。集団接種については、９月上旬で終わる予定で、その後は国保診療所での予約接種を進める予定です。

一日でも早く接種していただくため、さらには一人でも多くの方に接種していくため、村民皆様のご協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。

坪井　利之議員

川内小中学園における新型コロナウイルス対策について

質 福島県でも新型コロナウイルス感染者が増えている状況の中、今後の川内小中学園における感染症対策及び感染者が発生した場合の対策について次の項目を伺います。

①現在、川内小中学園ではどのようなコロナウイルス対策を行っているのか伺います。

②今後、学園内で新型コロナウイルス感染者が発生してしまった場合、どのような対応を取るのか伺います。

③感染防止のため休校措置を取られましたがその間、家庭学習など様々な対策を講じられましたが、その内容について検証をしていると思います。検証内容と今後の対応策を伺います。

答 先ず第１点目の川内小中学園での新型コロナウイルス対策については、文部科学省から示されている「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」及びこれに基づく「学校における新型コロナウイルスに関する衛生管理マニュアル」、さらには当村教育委員会が策定している「学校・園対応マニュアル」に基づいて対応しております。

その具体的内容については、

・新型コロナウイルス感染症の基本理解

をはじめとして、

・学校における感染予防策の徹底
・教育活動の留意点
・登校の判断
・年間行事計画の見直し
・教職員の健康管理
・学習指導

・出席停止や臨時休業
・心のケアや規則正しい生活と体力向上
・感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別の未然防止等の対策を教職員間で共有、実践するとともに、児童生徒には発達段階に応じて指導しております。

２点目の学園内で感染者発生時の対応については、先ずは学校保健安全法第19条に基づく出席停止、同法第20条に基づく臨時休業等について検討するとともに、村新型ウイルス感染症対策本部での協議、決定に基づく校内の消毒等感染拡大防止の徹底とともに、保健所から感染者の保護や濃厚接触者指定等の指示を受けることになります。並行して、他の児童生徒や教職員への感染予防と健康管理、学習指導等について、保健所及び学校医の指導を受けつつ前述のガイドライン及び各マニュアル等に基づき実践してまいります。

ここが聞きたい　議員３名が登壇

３点目の臨時休業時の家庭学習等の内容検証と今後の対応については、昨年は当該ウイルス感染防止のため３月４日から24日まで臨時休業、新年度に一旦再開したものの４月20日から５月24日まで再び臨時休業、５月25日から段階的に教育活動を再開し、６月１日から本格的に学校を再開しております。この間、小中とも授業時数確保のため週２日を登校日とし、中学生には週１時間授業時数を増やすとともに、休業日には学校を開放して自主的分散登校の形態で学習支援をしてまいりました。また、休業日には担任及び副担任が体調チェックや学習指導を行うとともに、学校再開後は行事の精選と重点化及び夏季休業を５日短縮して授業時数を確保したことで、３学期からは通常の教育活動に戻れた次第です。

今年度は、教員に感染者が発生したことから、４月８日から13日まで実質４日間臨時休業しましたが、昨年度同様児童生徒の体調チェックを毎日行うとともに、学習面については年度始めで本格的授業に至ってなかったことから、プリントやワークブックでの自主学習を指導しております。また、学校内での発生でもあったことから、校内の消毒を複数回実施するとともに濃厚接触者に指定された教職員及び接触教職員については、福島県によってＰＣＲ検査が行われております。また、接触生徒については村が自主的にＰＣＲ検査を実施し、それぞれ陰性が確認されたことから４月14日から学校再開したものです。感染者当人は、４月16日に退院して26日から職場復帰しております。

今後の対応については、全国的に変異株の感染が拡大していることもありますので、これまでの経験から得た多くの教訓を踏まえるとともに、前述のガイドライン及び各マニュアル等の感染防止を徹底しつつ昨年度整備したＩＣＴ機器活用によるオンライン授業を行うなど、より安全でより効果的な教育活動を実践してまいりたいと思っております。

４点目については、先ず後期課程生徒の海外教育交流派遣事業については、公益財団法人ジョン万次郎・ホイットフィールド記念国際草の根交流センターを介して隔年実施してまいりましたが、今年度は同センターと協議の結果、当初予定していたアメリカ合衆国フィラデルフィアは新型コロナ感染状況からプログラム実行は不可能との判断に至りました。代替地として、ハワイがある程度収束していることを前提にホノルルも検討しましたが、ハワイも収束と経済状況回復までには相当の時間を要することが見込まれること。また、国内においても収束の見通しが立たないことや渡航前のＰＣＲ検査証明、健康チェック、帰路72時間前のＰＣＲ検査、帰国後２週間の自主隔離等の諸条件を考慮して、今年度の本事業実施については中止を決定したところでございます。

一方、士別市との絆協定交流事業については、４年生と５年生を対象

ここが聞きたい　議員３名が登壇

に９月20日から23日までの予定で計画しておりますが、今後の北海道や士別市の感染状況と受け入れ体制等を考慮しながら、士別市教育委員会と実施の可否について協議してまいりたいと思っております。

川内村が指定管理制度で運営している施設での新型コロナウイルスの影響について

質　川内村が指定管理制度で運営している施設の新型コロナウイルスの影響について、次の項目を伺います。

①各指定管理施設の新型コロナウイルスによる前年度及び現在まで経営状況にどのような影響を受けているのか伺います。

②各指定管理施設では今後運営していく上でどのような新型コロナウイルス対策を行って行くのか伺います。

③各指定管理施設の新型コロナウイルスの影響を受けていることに対して国・県などの対策が示されておりますが、指定管理業者に対して川内村独自の対策があるのか伺います。

答　あぶくま川内が運営している「かわうちの湯」「いわなの郷」「あれこれ市場」の３施設については、緊急事態宣言の発令などにより外出を控えられた方が多く、これらの施設の利用も減少しております。特に、いわなの郷においては、ゴールデンウイークが最も入場者数が増える時期でありますが、昨年はこの時期に休業を余儀なくされたことは、大きな痛手となっております。また、かわうちの湯につきましても、令和２年度において６万人の集客を見込んでいましたが、約４万人の利用者に留まったという状況です。

次に、合同会社かわうち屋が運営する「ショッピングセンターＹＯ－ＴＡＳＨＩ」は、観光で来村される方が購入される特産品の売上は減少したものの、地域商品券やプレミアム商品券の効果により全体的には売上の減少はなかったとのことです。

次に、ＪＡ福島さくら協同サービスの運営する「葬祭センターふるさと」は、式場内での会食制限のため、お通夜、告別式における精進あげができない状況から、葬儀１件当たり平均30万円ほど減少しているとのことでありますが、赤字経営にはなっていないとのことであります。

次に、フクシエンタープライズが運営する「もりたろうプール」は、昨年度おおよそ１カ月間の営業停止を行いましたが、利用人数を令和２年度と令和元年度と比較しますと、ほぼ同人数で、利用料金についてもほぼ同額となっており、大きな影響は見受けられない状況となっております。

続いて、経営面での新型コロナウイルス対策ですが、あぶくま川内では昨年度から福島相双復興推進機構の支援を受け、経営改善対策を実施しております。経費節減はもとより新たな取り組みとしましては、ホームページを短期間で更新し、また、インスタグラムやフェイスブックなどのＳＮＳを活用して情報を発信し、施設の利用促進に努めております。また、従業員の意識改革のため月２回プロジェクト会議を開催し、接客の改善や集客のための宣伝方法、新メニューの開発など検討しております。また、今後の新型コロナウイルス感染防止対策については、これらすべての施設において、これまで同様、従業員の検温、体調管理を行い、また、来場者には受付カウンター等での検温、手のアルコール消毒を徹底するとともに、マスクの着用、使用器具の消毒、三密の解消対策など国、県から示された業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底に努めるよう指導していきたいと考えております。

最後に、村独自の対策については、現在のところ７月に、村内事業所で利用できるプレミアム商品券を発行し消費を促すことで村内事業者の経営支援にもつながるよう取り組む予

定であります。

久保田　裕樹議員

田ノ入工業団地の進出企業分譲状況について

質 田ノ入工業団地に進出する企業の分譲状況と、現在、建設が遅れている株式会社 農の工場建設における進捗状況並びに今後の予定について伺います。

答 初めに、田ノ入工業団地の進出企業分譲状況についてでございますが、議員もご承知のとおり7区画を造成しておりまして、現在進出している企業は3社でございます。

そのうち、既に操業している企業は「株式会社リセラ」と、先月開所式を行った「大橋機産株式会社川内工場」の2社で、残り1社は、現在工場建設中である「株式会社　農」でございます。

また、進出が具体化している企業は、風力発電のメンテナンス・トレーニングセンターの建設を計画している「JR東日本エネルギー開発株式会社」の1社で、合計4社が進出済み若しくは進出予定となっております。

次に、株式会社農（みのり）工場建設における進捗状況と今後の予定について　でございますが、まず、工場建設の進捗状況につきましては、工場基礎部分はおおむね完成している状況であり、建設当初は、令和3年春に工場を完成させ操業を開始したいと説明を受けておりましたが、昨年3月からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業を計画通り進めることが困難になり、現在は工事を休止しているとのことです。

今後の予定につきましては、株式会社　農（みのり）からは、計画の見直しなどを行い、工場建設再開に向け国や工場施工業者と協議を進めていきたいと聞いておりますので、工場が無事竣工することを願い見守っていきたいと考えております。

ここが聞きたい　議員3名が登壇

渡邉 一夫 議会議長

福島県町村議会議長会会長を任期満了により退任。

福島県町村議会議長会において令和元年６月３日の就任以来、２年間の会長職を本村の議長職と兼務し多忙な業務を遂行してこられましたが、令和３年６月３日の定期総会におきまして任期満了につき退任しました。お疲れさまでした。

執行されました主な役職

- 福島県町村議会議長会　会長
- 双葉地方町村議会議長　会長
- 全国町村議会議長会　理事
- 公益財団法人　福島県市町村振興協会　理事

等

令和３年第２回臨時会 ３月26日開催

令和２年度　川内村一般会計補正予算（第８号）と工事請負変更契約の締結（第１号　防災行政無線更新工事）（第34号　川内村醸造施設建設工事）の３議案が可決成立

令和３年第２回議会臨時会は、３月26日開催されました。今臨時会では、専決処分の報告２件、一般会計補正予算及び工事請負変更契約締結の２議案あわせて３議案が審議され、原案どおり可決成立しました。

可決された主な議案等

○専決処分の報告について　第１号　（第24号　川内村義務教育学校外構工事（１工区）請負変更契約）

令和２年６月11日に丸川建設株式会社と川内村義務教育学校外構工事（１工区）について、当初１億1,627万円で請負契約を締結しましたが、令和３年３月22日に専決処分を行い変更契約を締結しました。内容は設計の一部変更等でバックネット保護マットへの工法変更や施設案内用の出入口サイン工事等が必要となり200万２千円増額となったもの。

○専決処分の報告について　第２号　（第25号　川内村義務教育学校外構工事（２工区）請負変更契約）

令和２年６月11日に株式会社奥村組　東北支店と川内村義務教育学校外構工事（２工区）について、当初１億1,261万7千円で請負契約を締結しましたが、令和３年３月22日に専決処分を行い変更契約を締結しました。内容は設計の一部変更等でこども園運営に必要な倉庫の新設及び既設倉庫の移設、保健所の指導による井戸廻りへのフェンス設置工事が必要となり317万９千円増額となったもの。

○令和２年度　川内村一般会計補正予算

既定の予算額に変更は無く、諸般の事情から年度内完成ができない３事業、２億4,659万５千円につきまして、地方自治法第213条第１項の規定により、翌年度へ繰越するもの。

○工事請負変更契約の締結について（第１号　防災行政無線更新工事）

受信施設周辺の環境変化等により個別受信機が受信出来ない地区や受信しにくい地区が発生したため、新たな再送信子局の設置や野外拡声子局の移設が必要となったこと、また年度内完成が困難となったことから、工期を延長するもの。

○工事請負変更契約の締結について（第34号　川内村醸造施設建設工事）

醸造施設建設工事において、令和３年２月13日に発生した震度６弱の地震により、屋根や破風に被害が発生し年度内完成が困難になり工期を延長するもの。

議会ホームページもご覧ください

議会議員の紹介、議会構成、議会日程、議会だよりはもちろん、
議会内容を記録した会議録も見られます。ぜひご覧ください。

http://www.kawauchimura.jp/page/dir000045.html

川内村議会　検索

請願と陳情の方法は…

近年、請願や陳情が増える傾向にあります。請願書や陳情書は議会に提出する公式な書類ですから、法律的に定められた要件を満たしていなければなりません。これを形式的要件といい、この要件を満たしていないため受理されないケースもありますので、注意してください。

◆請願書の書き方

①表紙に請願の表題と紹介議員の証明捺印

②次頁から件名、請願の趣旨（理由）、請願年月日、請願者の住所氏名（請願者は複数でも可）捺印

③最後に、議会議長○○○様と記載する

以上の形式的要件をひとつでも欠いている場合は、受理されません。

なお、受付の締切りは、各定例議会開催月の前月末となっております。村の定例議会の開催月は三月、六月、九月、十二月ですから、締切りは二月、五月、八月、十一月の各月末となります。

◆陳情書の書き方

陳情書には議員の紹介はいりません。その他については請願書と同じです。なお、陳情は議員での採択はされないことになっておりますので、なるべく請願で出すようにしてください。

◆様　式

請願書は次の様式で作成してください。

（表紙）

○○○○に関する請願書

紹介議員　氏　名　印

○○○○（件名）
（議題の趣旨）

何々……

……

……

……

令和　年　月　日

住所

氏　名　印

議会議長　○○○○　様